

奈良県少年補導に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年七月十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第十三号

奈良県少年補導に関する条例の一部を改正する条例

奈良県少年補導に関する条例（平成十八年三月奈良県条例第五十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第四項第三号才中「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」を「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、平成二十六年七月十五日から施行する。